

個人住民税併任徴収を 実施します

税務課収納係・徴収プロジェクト係
☎0824-73-1145



広島県地方税納税推進
キャラクター「ささえくん」

市は、5月1日から12月28日まで、広島県税務徴収職員一人を市職員に併任(※1)し、税務課徴収職員と連携して、個人住民税を中心とした市税などの滞納整理(※2)に取り組みます。

税金を自主的に納付することは、憲法に定められた国民の義務であり、市の歳入金を確保し、納税の公平性を保つためにも、毅然とした滞納整理が求められています。

市は、市税などの滞納者に対して督促状、催告書などの文書催告や、訪問催告・電話催告を実施し、さらに自主的に納付しない方には、各種財産の調査や店舗・住宅の搜索、車両のタイヤロック、債権・財産の差押え、動産・不動産のインターネット公売などの滞納処分(※3)を行っています。

個人住民税併任徴収は昨年度実施しており、高額滞納者や長期滞納者を中心に滞納処分を実施し、納税折衝を行いました。その結果、対象とした案件39件(滞納額約6千7百万円)

のうち、31件(滞納額約5千9百万円)について納付のめどが付きました。本年度も納付折衝が困難な滞納案件に重点を置いて、滞納整理に取り組みます。

事情により市税などを納期限内に納付ができないなど、納付についてお困りの方は、納付しないまま放置せず、税務課または各支所市民生活室へご相談ください。

【用語解説】

※1 併任

今回の場合は、広島県税務徴収職員が一定期間庄原市職員の辞令を受け、双方の身分を併せ持つこと。

※2 滞納整理

納付期限内に納付されなかった市税などを徴収するための事務手続の総称。

※3 滞納処分

税金などを納付しない場合に、滞納者の意思に関わりなく強制的に徴収する手続のこと。

滞納整理のフローチャート (例であり、必ずしもこのとおりに進行しない場合があります)

